

令和 6 年度 運営指導における主な指導事例（短期入所生活介護に関する事項）

1 運営基準

(1) 短期入所生活介護の取扱方針について

【事例】

- ・身体拘束防止委員会が設置されていない。
- ・身体拘束防止委員会の結果について、従業者に周知していることが確認できない。

ア 当該委員会は、3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、事業所の従業者に周知徹底を図る必要があります。

【事例】

身体的拘束等の適正化にかかる研修が実施されていない。

ア 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施する必要があります。

【事例】

「身体拘束等の適正化のための指針」に盛り込むべき項目に漏れがある。

ア 指針には次のような項目を盛り込むこととする。

- ✓ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ✓ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ✓ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ✓ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ✓ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ✓ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ✓ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(2) 短期入所生活介護計画の作成について

【事例】

短期入所生活介護計画が画一的であり、提供するサービスの内容に個別性がない。

ア 利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえた短期入所生活介護計画を作成し、個々の居宅サービス計画に沿ったサービスを提供してください。

【事例】

サービス担当者会議を開いておらず、専門的な見地からの意見を求めていることが確認できない。

ア 当該計画作成にあたっては、アセスメントを実施し、入所者が抱える課題を明らかにするとともに、サービス担当者会議を開催し、担当者から専門的意見を求め、その記録を整備してください。

(3) 食事について

【事例】

夕食の提供時間が 16 時 45 分からとされている。

ア 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましく、早くても午後 5 時以降としてください。

【事例】

きざみ食やミキサー食、糖尿病食等に係る食事について、食事箋や検討の経過が確認できない。

ア 入所者の食事の提供に当たっては、会議を開催して検討するとともに、必要に応じて医師が発行する食事箋を基にして、適切なサービス提供を行ってください。

3 介護報酬

(1) 夜勤職員配置加算について

【事例】

夜間時間帯の設定に係る認識に誤りがある。

ア 夜間時間帯の設定は、例えば「17 時から翌朝 9 時まで」のような朝食介助・夕食介助の両方を含む設定を基本としつつ、勤務実態等から見て合理的と考えられる設定にする必要があります。

(2) 個別機能訓練加算について

【事例】

個別機能訓練計画書のうち、個別機能訓練の目標に、居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とした目標が設定されていない。

ア 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものとなっています。

イ 適切なアセスメントを行い、利用者の ADL 及び I ADL の状況を把握

し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴が出来るようになりたい等）を設定の上、当該目標を達成するための訓練を実施してください。

(3) 送迎加算について

!!過誤調整案件!!

【事例】

利用者を送迎するにあたり、送迎ルート上にはない場所へ別の利用者を迎えに行くなど、乗合形式で送迎しているケースについて当該加算を算定している。

ア 送迎は原則として個別に実施し、利用者の心身の状況等から問題がなく、たまたま時刻やルートが重なったなどの場合に限り、乗合形式で送迎を行い、送迎加算を算定してください。